

延滞税免除通知書

第 号
令和 年 月 日(納税者)
住所

氏名又は名称 殿

(代理人/保証人)
住所

氏名又は名称 殿

(税関官署の長)

印

あなたの延滞税を下記のとおり免除しましたから通知します。なお、期間（自 . . . 至 . . . ）の延滞税は関税法第12条第7項ただし書及び国税通則法第63条第1項ただし書の規定により免除しません。

輸入(納税)申告書の番号及び輸入(納税)申告の年月日	受入科目	法定納期限	①免除前の金額	②免除した金額	③免除後の金額 ①-②	④既に納付した金額	⑤差引未納額 ③-④
	関税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	関税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
	関税		円	(外 円) 円	円	円	円
	税						
	税						
合計	関税						
	税						
	税						
該	当	条	項	<input type="radio"/> 関税法第12条項号 <input type="radio"/> 国税通則法第63条第項号 <input type="radio"/> 租税特別措置法第94条第項			
免 除 期 間	<input type="radio"/> 換価の猶予期間（関税法第11条、国税徴収法第151条第項号） <input type="radio"/> 納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合の延滞税免除期間 （関税法第12条第8項第2号、国税通則法第63条第5項） <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		(: :) (: :) (: :) (: :) (: :)				

- (注) 1 上記「②免除した金額」欄の外書は、「③免除後の金額」について関税法第12条第4項及び国税通則法第119条第4項の規定により切り捨てた端数金額です。
 2 あなたがこの免除について不服があるときには、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、税関長に対して、再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係るものについては、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)

(税関様式C第1151号：裏面)

- 1 関税法第12条第7項ただし書及び国税通則法第63条第1項ただし書を適用しない場合には、文言中のなお書及び(注)の2の不服申立ての教示文を抹消する。
また、「なお、 期間()」の空欄には、例えば「増担保の提供に応じなかった 月 日以後の」と記載する。
- 2 「①免除前の金額」欄は、確定した延滞税の総額を記載する。
- 3 「②免除した金額」欄の本書は、免除額を、また、外書には、要徴収額について関税法第12条第4項及び国税通則法第119条第4項の規定により切り捨てた端数金額をそれぞれ記載する。
- 4 「③免除後の金額」欄は、要徴収額を記載する。
- 5 「該当条項」には、免除事由に該当する法令条項を記載する。また、「免除期間」には免除する期間及び法令条項を記載する。
- 6 関税法第12条第8項第3号イ及び国税通則法施行令第26条の2第1号(交付要求の場合の免除)の規定による免除の場合には、関係の領収済通知書又は領収済報告書に必要事項を記載することにより処理して差し支えない。